

## 山陰本線定期利用モニター助成実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、山陰本線の新たな利用者の掘り起こしや利用上の課題を把握することを目的に実施する、定期利用モニターリング調査に協力する者に対する通勤定期券等の購入費用等の助成に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 「沿線住民」とは、鳥取県又は鳥取県周辺の自治体に居住している者で、かつ、通勤・通学で山陰本線を利用して鳥取県へ訪れる者をいう。

### (モニター)

第3条 実行委員会は、新たに山陰本線を利用して通勤等を行い、かつ、モニターリング調査に協力する沿線住民（高校生以下を除く。以下「モニター」という。）に対し、予算の範囲内において通勤定期券等の購入経費等の一部を助成金として交付する。

2 モニターの実施期間は、令和7年4月1日から令和8年2月末日までとする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内とし、次のとおりとする。

- 一 JR通勤定期券購入額1か月分（山陰本線（東浜駅から青谷駅までの区間）の一部を含むものに限る。上限22,990円）
- 二 JR通勤定期券利用者が自宅から最寄り駅までの移動に利用する自動車・自転車等の駐車場借上料又はバス定期券購入額（いずれも1か月分相当額で、上限3,000円）

### (事前申込)

第5条 助成金の交付を受けようとするモニター（以下「助成対象者」という。）は、山陰本線定期利用モニター助成事前申込書（様式第1号）を実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

### (内示)

第6条 会長は、前条の事前申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは助成金の交付を内示決定し、その旨を助成対象者へ通知する。

### (事業内容の変更)

第7条 助成対象者は、前条の規定により内示の通知を受けた通勤等の内容を変更しようとするときは、事前に変更申込書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の変更申込書の提出があった場合は、内容を審査の上、変更が適当であると認めるときは、内示の変更を決定し、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第8条 助成対象者は、第6条の内示の通知又は、前条第2項の内示の変更の通知を受けた通勤等の期間が満了したときは、速やかに助成金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 一 購入した1か月通勤定期券の写し
- 二 第4条第1項第2号の助成金を申請する者は、自動車・自転車等の駐車場借上げに関する契約書等の写し又は購入したバス定期券の写し
- 三 アンケート

(交付の決定及び額の確定)

第9条 会長は、前条の規定により助成金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、実績報告の内容を適正と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 会長は、前条の助成金の額を確定した日から30日以内に、助成金を助成対象者に交付するものとする。

(助成金の返還等)

第11条 会長は、第9条の規定により助成金の交付の決定を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- 二 助成金の交付対象となった通勤定期券等を払い戻したことが判明したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。